

環水大管発第 2403282 号
令和 6 年 3 月 28 日

各 { 都道府県 } 大気環境担当部(局)長 殿
 { 政令市 }

環境省水・大気環境局
環境管理課環境汚染対策室長
(公 印 省 略)

「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」の改訂について（通知）

「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」については、平成9年2月12日付け環大規第27号により、環境庁大気保全局大気規制課長から貴職あて通知し、その後、適宜、追加・改訂してきたところである。

この度、本マニュアル中の第4部第2章「大気中の酸化エチレン及び酸化プロピレンの測定方法」において、ガスクロマトグラフのキャリアーガスとして従来のヘリウムに加え水素を追加することとし、別添のとおり改訂したので通知する。

(連絡先)

環境省水・大気環境局
環境管理課 環境汚染対策室 奥野、本多
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
Tel : 03-5521-8295 (直通)
E-mail : taiki-monitoring@env.go.jp